

第6節 教育学研究科（修士課程）設置への模索

学部がまだ修士課程すら持っていないため、実現可能性があるとは考えられなかった。1981年段階でコミュニケーション科学系が社会科学系に変わり、教育学系の分野がすべて人間文化科学系に移動する大きな変更があったとはいえ、これまた作文の域を出るものではなかったと考えられる。

問題は理学、工学、園芸学3研究科（修士課程）を基礎とし、実現可能性があると考えられた環境科学系、材料・生産科学系、理論・物性科学系である。材料・生産科学系は資源・材料・生産科学系と改称され、園芸学部はその生物資源科学専攻と、環境科学系の自然環境学専攻・社会環境学専攻への積極的な参加を求められた。それに理論・物性科学系を加えた3研究科（博士課程）が1980年度概算要求の重点事項として文部省に提出されるのである。それが園芸学部の連合大学院参加辞退に結びつくことになる。

第6節 教育学研究科（修士課程）設置への模索

教員養成系大学・学部の大学院研究科設置は、理工農系などのそれと比較して大幅に遅れた。旧帝国大学や旧官立大学（東京教育大、広島大）に設置された教育学研究科は、教育科学の大学院であって教員養成を目的とする大学院ではない。後者が設置されなかった理由は、第1に教員養成系大学・学部の母体となったかつての師範学校が中等教育相当と低く評価されており（ちなみに旧帝大、旧官立は師範学校の教師を養成する高等教育機関）実態的にも師範学校・青年師範学校の大学移行の域にとどまっていたこと、第2に当面の政策目標が6・3制義務教育教員の質と量の確保にあり、学部レベルでの目的・性格の明確化、教育課程国家基準の制定によりそれを達成しようとしていたことである。1958年7月の第16回中央教育審議会答申は、つぎのように述べていた。

主として義務教育の教員の育成に当たっている国立大学においても、教員を育成するという目的が必ずしも明確でなく、免許法の欠陥と相まって、教員を育成するに必要な教育が十分には行われず、また設置当初の事情から教員組織、施設・設備もきわめて不十分であり、その形体についても、教員の育成のための統一ある教育を行い難いものもあり、他方教員の需給も十分な計画の下に行われていないため混乱を生ずるにいたっている。……教員の養成を大学において行うという方針を堅持すると同時に、開放的制度の下におけるこれらの欠陥についてはすみ

やかにこれに改善を加え教員の育成のための体制の整備を図り、その教育基準を確立しなければならない。

この答申に対しては、教員養成を国家基準の、つまりは国家の指導監督下におくことは「大学の自治」に反する、国立の教員養成をもっぱら目的にする特殊大学を作るとは、戦後教育改革の「開放主義」に反する、などの批判が続出した。したがって、中教審構想がすぐ実現したわけではないが、このような学部レベルの体制整備を重視する文教政策が教員養成系大学院設置と結びつかないことは明らかであろう。

教員養成系大学院（修士課程）が初めて設置されるのは、1966年東京学芸大学の教育学研究科においてであった。同大は1府県1大学の例外として創設された教員養成の単科大学であり、おそらくは東京教育大学を意識してのことであろうが、発足当初から目的意識として教員養成を強調しており、また単科大学故に教員養成のための自己完結的な教育課程を組織していた。そこが当時の複合大学における、他学部学生の一般教育、教職教育をも担当する学芸学部や、音楽、美術、体育、家政職業以外の一般教育と専門教育をすべて文理学部等の他学部依存する教育学部との大きな違いであった（海後宗臣他『教員養成 戦後日本の教育改革 第8巻』東大出版会 1971年第3章第6節）。東京学芸大学は中教審答申以前から、いわば答申の理想とした教育を行っていたといつてよい。

1965年同大より大学院設置計画の提出を受けた大学設置審議会は、教員養成大学独自の大学院についてはなんら法的な規定がないため、通常の専門委員会、常任委員会、総会だけでは不十分であるとし、専門委員会と常任委員会との間に特別委員会を設け、大学院の目的・性格については特別委員会で十分な審議をすることとした。また、教員の個人審査については、専門委員会のそれぞれの部会と教育関係の部会の双方で審査することとした。特別委員会においては、「義務教育諸学校に関する方面の研究が第一義であること」が確認され、そのために専攻の課程は「教育を含む講座」（例を数学専攻にとれば数式・図形教育）、「純粹に専門的な講座」（数学としてプロパーなもの）、「教科教育の講座」（数学科教育）の3種によって構成されなくてはならないとされた。さらに、現職教員（学士号を有する者）の入学についても十分配慮することとされ、修士課程設置が認められたのである（『東京学芸大学二十年史』1970年 第3章第3節）。それらの条件は後の教員養成系大学院でも、継承されることになる。

なお、同大学の課程制から学科制、学科目制から講座制への転換にあたっては、本来同一であって良いいくつかの講座が複数に分けられ（国語学であれば、国語学第一

第6節 教育学研究科（修士課程）設置への模索

と国語学第二というように）、個人審査合格者を一方に集めて修士講座とし、他方は大学院を担当しない講座とするという厳しい措置が執られた。こちらの方は、後の教員養成系大学院では必ずしも継承されていない。

東京学芸大学大学院設置に際しての、このような設置審の慎重な審査は、初めての教員養成系研究科であるため前例になるということもあるが、安易な設置申請は受け付けないという意味の表れでもあった。実際、2年後の1968年に関西地区で学芸大と同じような位置にあった大阪教育大学に研究科が設置されたほかは、教員養成系大学院は10年間まったく認められなかった。

1971年6月の第22回中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」は、幼稚園から大学院にいたる全学校体系の再編成、飛び級進学や生涯教育をも論じたきわめて大部のものであるが、教員養成系大学院についても重要な提言をしていた。すなわち、「教員の養成確保とその地位の向上のための施策」の項において、

教員のうち、高度の専門性をもつ者に対し、特別の地位と給与を与える制度を創設すること。そのための一つの方法として、教育に関する高度の研究と現職の教員研修を目的とする高等教育機関（「高等教育の改革に関する基本構想」第二1の第4種（「大学院」）に属する。）を設けること。

を提言したのである。単に理念として研修の必要性を説いたのではなく、地位・給与の裏付けにより、研鑽と待遇改善との一体化を図ったのが特色であった。ここで「大学院」とは、多様化が構想された高等教育の一類型で修士課程に相当する機関である。

これを受けて、教育職員養成審議会は翌1972年7月「教員養成の改善方策について」建議し、「現職教員の研修を目的とする新構想の大学院の創設」の項で、さらに一歩踏み込んだ提言を行った。

現職教員が、その経験を掘り下げ不断の研修を積み重ねて、専門職としての資質能力を高めようとする努力を助長するため、次のような新しい構想による現職教員の研修を目的とする修士課程程度の大学院を創設する必要がある。

- (1) この大学院は、教職における優れた実績と能力を有する現職教員で、任命権者の推薦を得た者に対して、教育課程の理論、実際的な教育指導の方法、教科の専門的な事項、学校経営など教職に必要な高度の専門的な研修を行なわせることを主眼とする。
- (2) この大学院は、地域的な適正配置を考慮してたとえばブロックごとに設置す

ることとし……（以下略）

現存の教員養成系大学・学部に大学院研究科を設置するのではなく、新たに「創設する必要がある」というのである。

これに対しては、既設国立大学を代表する国立大学協会が反発した。国大協は「教員養成制度特別委員会」を設置したが、1972年11月に発表した「教員養成制度に関する調査研究報告書 教員養成制度の現状と問題点」で、既存の教員養成系大学・学部大学院を設置し、それを現職教員に開放することを提案し、つぎのように中教審等の構想を批判した。

大学院をもつことは、大学それ自体として重要であるのみならず、その大学院は新卒業生を受入れると同時に、現職にある教員にも開放されることが望ましい。ただし、この場合、大学院はあくまで一般の研究・教育の場として、他学部・学科における大学院と本質的に同一の構成および機能を備えるべきであり、とくに教員の現職教育を主たる目的として構想されるべきではない。また、教員の狭義の現職教育のため、修士課程に限定された大学院のみをもつ、いわゆる大学院大学を総合大学から分離して設立することは、大学院の名をかりるものであっても、結局、大学の基本的性格をうしなった一種の職能訓練施設として矮小化される危険を多分にとまなう。

特別委員会のその後の提言とあわせ考えれば、同委員会の危惧は、「任命権者の推薦」により新構想大学院が教員人事行政の手段となる、大学運営の「自治」が認められない、既設教育系大学・学部との格差が生ずる（既設大学には大学院が認められず、新構想大修士者のみに特別な資格・給与が与えられるなど）などであったとみてよい。

その後、調査費、創設準備費などの予算的裏付けを得て、教員大学院大学の開設の準備は進んだが、文部省も国大協の批判をまったく無視するわけにはいかなかった。そこで何度かの協議により国大協特別委員会の懸念が「払拭された段階」で、1978年度政府予算に新大学（上越教員大学、兵庫教員大学。いずれも国会審議過程で教育大学と改められた）設立が明示された（『兵庫教育大学十年史』第1章）。その懸念払拭の材料の1つが、同年度予算に10年ぶりに既設教員養成系大学（愛知教育大学）に大学院新設（修士課程）を認めたこと、その後の新設にも「積極的な姿勢」を見せたことだったのである。

この間、千葉大学教育学部はどのような動きを見せていたであろうか。『千葉大学三十年史』によれば

第6節 教育学研究科（修士課程）設置への模索

当時の状況から、単独で大学院設置が困難であるという判断から、……隣接の横浜国立大学および埼玉大学との間で、3大学が協力し、いわゆる連合大学院について考える委員会が設けられ、1974年12月から1978年5月にいたるまで幾度かにわたって会合が催され、その具体的検討が行われてきた（259ページ）。

という。1974年末という日付から考えて、これが本章第5節第3項で述べた相磯千葉大学長ら3学長懇談の派生物であることは間違いないが、前述の背景にてらし考えれば、なんらかの成算あってのことであったとは考えにくい。1977年5月になって、文部省が既設教員養成系大学・学部のうち条件の整ったものから大学院を設置していくとの方針を明らかにするや、連合大学院構想は後退し消滅してしまった。

その後は個々の大学による大学院設置の準備作業が行われるのであるが、「条件」が整っているという点からいえば、千葉大学教育学部の充実ぶりには著しいものがあった。1965年から1978年にかけて、千葉県人口急増にともなう児童数の増加に応じ小学校教員養成課程の入学定員が増加し、さらに養護学校教員養成課程、幼稚園教員養成課程、特別教科（看護）教員養成課程、養護教諭養成課程と4つの教員養成課程新設が認められて、総入学定員は360名から600名になっていた。これに対応して教員定員もまた、68名から128名に増加していた。教員定員増はおもに「教科に関する専門科目を担当する教員」の充足にあてられたから、教育学部は専門科目の授業を他学部委ねる必要がなくなり、自己完結的な学科目、課程を組織できるようになっていたのである（同255～6、544～50ページ）。

このような前提があつてこそ、1980年6月に教育学部の研究科設置構想がまとめられ、それに対して翌年度に調査費が配布され、ついで1981年7月作成の1982年度概算要求『千葉大学大学院教育学研究科（修士課程）設置計画』が基本的に認められて、1982年4月教育学研究科が発足するのである。国立教員養成系大学・学部47（旧帝大、筑波大、新構想教育大学を除く）のうち9番目の研究科設置で早い部類に属する。ちなみに、東京学芸、大阪教育、愛知教育大以降の先行大学をあげれば、1980年横浜国立、岡山、広島大（既存の教育学研究科とは別の学校教育学研究科設置）、1981年静岡、神戸大ということで、金沢大は千葉大と同じ1982年の設置である。なお、1996年に設置された高知大学教育学研究科が最後の第45番目であり（徳島、神戸両大学では教育学部を改組・廃止）これをもってすべての国立教員養成系大学・学部には修士課程が設置されたことになる。